

- 平成 17 年 3 月 28 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 394 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり免許した。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 埋立免許年月日
平成 17 年 3 月 28 日
- 2 出願者の住所及び氏名
天草郡新和町小宮地 669 番地の 1
道路管理者 新和町 代表者 新和町長 富田善三郎
- 3 埋立区域

(1) 位置

天草郡新和町小宮地字浦 9388 の 4 及び 9388 の 9 に隣接する道路地先、字大石ノ丸 9463 の 3 に隣接する道路、9463 の 3、9463 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路並びに 9389、9389 に隣接する道路地先、字中波江 9518 の 3、9521 の 2、9524 の 2、9522 の 2 及び 9526 の 2 に隣接する道路地先、字中波江 9526 の 2 及び 9544 の 2 に隣接する水路地先、字中波江 9544 の 2 に隣接する道路地先及び 9547 の 3 に隣接する堤地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から㉟の地点までを順次直線で結んだ線と㉟の地点と①の地点を結ぶ平成 14 年の秋分の日満潮位（DL + 1.84 メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

①の地点 天草郡新和町中田港防波堤灯台（北緯 32 度 19 分 46 秒、東経 130 度 09 分 41 秒）から 70 度 54 分 10 秒、1,858.42 メートルの地点

②の地点	①の地点から 153 度 36 分 51 秒	4.33	メートルの地点
③の地点	②の地点から 154 度 11 分 12 秒	5.32	メートルの地点
④の地点	③の地点から 158 度 53 分 08 秒	7.03	メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 163 度 39 分 07 秒	6.93	メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 174 度 31 分 24 秒	10.72	メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 183 度 14 分 36 秒	5.78	メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 193 度 04 分 41 秒	6.67	メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 200 度 08 分 51 秒	7.62	メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 296 度 27 分 57 秒	2.00	メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 201 度 09 分 00 秒	4.07	メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 116 度 55 分 51 秒	2.00	メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 206 度 39 分 00 秒	20.40	メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 206 度 55 分 51 秒	8.04	メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 206 度 28 分 39 秒	12.06	メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 205 度 09 分 58 秒	8.19	メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から 202 度 17 分 01 秒	7.81	メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から 198 度 36 分 28 秒	4.64	メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から 195 度 53 分 04 秒	6.25	メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から 192 度 45 分 36 秒	6.25	メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から 189 度 19 分 11 秒	8.29	メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 186 度 06 分 32 秒	10.22	メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 184 度 18 分 28 秒	10.07	メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 184 度 02 分 11 秒	26.47	メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 183 度 49 分 36 秒	13.48	メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 185 度 16 分 47 秒	9.90	メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 186 度 21 分 43 秒	9.84	メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 189 度 19 分 43 秒	11.32	メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 191 度 15 分 06 秒	5.49	メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 281 度 49 分 03 秒	2.00	メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 192 度 07 分 04 秒	3.23	メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 102 度 24 分 18 秒	2.00	メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 193 度 35 分 03 秒	19.45	メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 194 度 20 分 36 秒	3.92	メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から 194 度 21 分 41 秒	61.58	メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から 284 度 21 分 41 秒	2.00	メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から 194 度 21 分 53 秒	6.28	メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から 100 度 31 分 17 秒	3.26	メートルの地点

(3) 面積

716.19 平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

天草郡新和町小宮地字浦 9388 の 4 に隣接する水路、9388 の 4 及び 9388 の 9 に隣接する道路地先、字大石ノ丸 9463 の 3 に隣接する道路、9463 の 3、9463 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路並びに字大石ノ丸 9389、9389 に隣接する道路地先、字中波江 9518 の 3、9521 の 2、9524 の 2、9522 の 2 及び 9526 の 2 に隣接する道路地先、字中波江 9526 の 2 及び 9544 の 2 に隣接する道路地先並びに 9547 の 3 に隣接する堤地先公有水面

(2) 区域

次の㊶の地点から㊷の地点までを順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊶の地点を直線で結ぶ線により囲まれた区域

㊶の地点 天草郡新和町中田港防波堤灯台（北緯 32 度 19 分 46 秒、東経 130 度 09 分 41 秒）から 69 度 48 分 23 秒、1,857.43 メートルの地点

㊷の地点	㊶の地点から 235 度 01 分 00 秒	37.45 メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から 155 度 41 分 24 秒	47.82 メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から 206 度 55 分 51 秒	81.36 メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から 184 度 02 分 10 秒	106.33 メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から 194 度 21 分 42 秒	131.27 メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から 103 度 43 分 50 秒	44.89 メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から 13 度 22 分 37 秒	17.07 メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から 14 度 02 分 10 秒	1.24 メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から 10 度 04 分 50 秒	2.29 メートルの地点
㊶の地点	㊿の地点から 14 度 51 分 41 秒	21.05 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 12 度 04 分 34 秒	6.45 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 14 度 46 分 15 秒	16.08 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 14 度 24 分 45 秒	5.28 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 14 度 24 分 36 秒	24.05 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 16 度 39 分 49 秒	20.05 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 13 度 05 分 31 秒	2.21 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 15 度 06 分 20 秒	46.39 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 8 度 07 分 48 秒	9.19 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 356 度 01 分 39 秒	10.83 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 345 度 51 分 24 秒	11.66 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 356 度 55 分 21 秒	4.66 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 350 度 42 分 59 秒	5.27 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 10 度 31 分 15 秒	7.12 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 19 度 08 分 01 秒	2.59 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 7 度 55 分 43 秒	18.49 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 9 度 54 分 00 秒	10.76 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 20 度 53 分 33 秒	11.36 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 28 度 38 分 45 秒	12.93 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 42 度 16 分 25 秒	5.20 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 42 度 32 分 36 秒	10.72 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 35 度 20 分 26 秒	15.21 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 37 度 18 分 14 秒	1.32 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 6 度 50 分 02 秒	12.69 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 14 度 22 分 53 秒	14.09 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 15 度 04 分 07 秒	5.39 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 355 度 23 分 32 秒	6.72 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 346 度 54 分 29 秒	4.42 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 344 度 44 分 42 秒	1.14 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 316 度 44 分 09 秒	1.17 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 333 度 12 分 46 秒	11.54 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 342 度 04 分 19 秒	3.57 メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 326 度 43 分 13 秒	24.40 メートルの地点

(3) 面積

17,738.37 平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

熊本県告示第 395 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問介護事業所てまり 熊本市保田窪一丁目4番32号	特定非営利活動法人夢と希望 の架け橋	平成17年3月31日

熊本県告示第396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社ケアサービス安樹 宇土市一里木町32	有限会社ケアサービス安樹	平成17年2月1日

熊本県告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社ケアサービス安樹 宇土市一里木町32	有限会社ケアサービス安樹	平成17年2月1日

熊本県告示第398号

昭和54年5月26日熊本県告示第425号（熊本県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数）の一部を次のように改正し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「21人」を「22人」に改める。

熊本県告示第399号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県 代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 2 しゅん功認可年月日
平成17年3月29日
熊本県指令港第10号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
葦北郡芦北町大字計石字惣崎187の7、187の13及び187の14に隣接する道路に隣接する無番地並びに287に隣接する無番地地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点を結ぶ平成13年秋分の満潮位（D.L. + 3.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
基点…国土地理院御番所四等三角点
北緯32度18分16秒301、東経130度28分31秒095
以下「基点」という。
①の地点 基点から129度45分00秒680.00メートルの地点
②の地点 ①の地点から171度48分00秒15.99メートルの地点
③の地点 ②の地点から261度48分00秒21.57メートルの地点
 - (3) 面積
355.68平方メートル

- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 埋立ての免許年月日及び番号
平成14年11月15日
熊本県指令港第10号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
芦北町

熊本県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により指定訪問介護事業所の指定を次のとおり取り消した。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	取消年月日
ライフアシストケア 荒尾市桜山町三丁目15番7号	特定非営利活動法人ライフアシストリンク	平成17年3月29日

熊本県告示第401号

昭和63年3月26日熊本県告示第247号（熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査基準及び方法）の一部を次のように改め、平成17年3月28日から適用する。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 中「原種、原原種」を「原原種、原種」に改める。
- 1 (2) ア中「旨の書状が添付された」を削る。
- 2 (1) の表中

審査項目 種子の種類	変種・異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況	を
	変種・異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況	

審査項目 種子の種類	変種・異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況	に改める。
	変種・異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害	農作物の生育状況	

- 2 (1) (注3) の表中

	特定病害	その他の病害	を
--	------	--------	---

	種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害	に改める。
--	-------------	---------	-------

- 2 (1) (注3) 中「病害」を「病虫害」に改める。

2 (3) 中「混入、発生又は」を「異品種及び異種混入、雑草及び被害株の発生並びに」に改める。

- 3 (1) アの表を次のように改める。

ア 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒		乾燥程度
					種子伝染性の特定病虫害粒	その他の病虫害粒	
原 原 種	90%	原則として含まないこと	原則として含まないこと	0.0%	含まないこと	0.5%	14.5%
原 種				0.0%			
一 般 種 子				0.2%			

- 3 (1) イの表を次のように改める。

イ 麦

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒		乾燥程度
					種子伝染性の特定病虫害粒	その他の病虫害粒	
原 原 種	80%	原則として含まないこと	原則として含まないこと	0.0%	含まないこと	0.5%	小麦 12.5% 大麦 13.0%
原 種				0.0%			
一 般 種子				0.2%			

3 (1) ウの表を次のように改める。
ウ 大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒		乾燥程度
					種子伝染性の特定病虫害粒	その他の病虫害粒	
原 原 種	80%	原則として含まないこと	原則として含まないこと	0.0%	含まないこと	10%	15%
原 種				0.0%			
一 般 種子				0.0%			

3 (1) ウ (注 6) の表中「病害中」を「病虫害」に改める。

3 (1) ウ (注 6) の表中

特定病害	その他の病害	を
------	--------	---

種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害	に改める。
-------------	---------	-------

3 (2) ア中「勘案して」の次に「、原則として」を加え、3 (2) アにただし書として次のように加える。

ただし、発芽率測定のための試料は、ほ場審査の結果を念頭に置き、生産者毎、品種毎に採取し、各々縮分したものをもって1測定対象とする。

熊本県告示第 402 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 機 関
松岡整形外科医院	熊本市清水本町 2 番 13 号	平成 17 年 9 月 26 日から 平成 20 年 9 月 25 日まで

熊本県告示第 403 号

次の救急医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める申し出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
医療法人熊南会 南熊本病院	熊本市南熊本三丁目 7 番 27 号	平成 17 年 3 月 31 日

公 告

熊本県公告第 243 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営供合地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営供合地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 7 日から平成 17 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第 244 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営大権寺地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大権寺地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 7 日から平成 17 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
倉岳町役場

熊本県公告第 245 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営白水地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営白水地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 4 月 7 日から平成 17 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
菊陽町役場

熊本県公告第 246 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン光の森
熊本県菊池郡菊陽町津久礼
武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理地内街区番号 51 画地番号 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
駐輪場の位置
- 3 変更する年月日
平成 17 年 3 月 10 日
- 4 変更する理由
来客の利便性、ニーズに応えるため

- 5 届出年月日
平成17年3月9日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成17年4月6日から平成17年8月6日まで

熊本県公告第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営日奈久新開地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営日奈久新開地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月7日から平成17年5月10日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第248号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定したいので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮谷義子

1 植物（32種）

科名	種名		指定の理由
	和名	学名	
チャセンシダ科	コタニワタリ	<i>Asplenium scolopendrium</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オシダ科	クマイワヘゴ	<i>Dryopteris anthracinisquama</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、シカによる食害がみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
メシダ科	フクレギシダ	<i>Diplazium pin-faense</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ナデシコ科	オグラセンノウ	<i>Lychnis kiusiana</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ナデシコ科	マツモトセンノウ	<i>Lychnis sieboldii</i>	生育地が急激に減少しつつあり、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	ミチノクフクジュソウ	<i>Adonis multiflora</i>	生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	アズマイチゲ	<i>Anemone raddeana</i>	生育地が極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	カザグルマ	<i>Clematis patens</i>	生育地が極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
スイレン科	オニバス	<i>Euryale ferox</i>	生育地が極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

スイレン科	オグラコウホネ	<i>Nuphar oguraense</i>	生育地が極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ウマノスズクサ科	ケイリンサイシン	<i>Asarum heterotropoides</i> <i>var.mandshuricum</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ポタン科	ベニバナヤマシャクヤク	<i>Paeonia obovata</i>	生育地が急激に減少しつつあり、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
マンサク科	トキワマンサク	<i>Loropetalum chinense</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
フウロソウ科	ツクシフウロ	<i>Geranium soboliferum</i> <i>var.kiusianum</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミソハギ科	ホザキカシゲサ	<i>Rotala rotundifolia</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サクラソウ科	サワトラノオ	<i>Lysimachia leucantha</i>	生育地が極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サクラソウ科	サクラソウ	<i>Primula sieboldii</i>	生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サクラソウ科	イワザクラ	<i>Primula tosaensis</i>	生育地が極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマノハグサ科	ツクシトラノオ	<i>Pseudolysimachion kiusianum</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマノハグサ科	ツクシクガイソウ	<i>Veronicastrum sibiricum</i> <i>var.zuccarinii</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キキョウ科	ヤツシロソウ	<i>Campanula glomerata</i> <i>var.dahurica</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キク科	ヒゴシオン	<i>Aster maackii</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キク科	ヒゴタイ	<i>Echinops setifer</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	タマボウキ	<i>Asparagus oligoclonos</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	スズラン	<i>Convallaria keiskei</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	カタクリ	<i>Erythronium japonicum</i>	生育地が極めて少ないことに加え、人の踏圧による生育個体の損傷がみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	ノカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva</i> <i>var.longituba</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

ユリ科	ヒメユリ	<i>Lilium concolor</i> var. <i>partheneioni</i>	生育地が急激に減少しつつあり、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
アヤメ科	エヒメア ヤメ	<i>Iris rossii</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カヤツリ グサ科	トダスゲ	<i>Carex aequalta</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ラン科	クマガイ ソウ	<i>Cypripedium</i> <i>japonicum</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ラン科	サギソウ	<i>Habenaria radiata</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 動物（8種）

科 名	種 名		指 定 の 理 由
	和 名	学 名	
ウミガメ 科	アカウミ ガメ	<i>Caretta caretta</i> (Linnaeus)	産卵地が極めて少ないことに加え、卵の盗掘等がみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サンショ ウウオ科	オオダイ ガハラサ ンショウ ウオ	<i>Hynobius</i> <i>boulengeri</i> (Thompson, 1912)	生息地、生息個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
イトトン ボ科	モートン イトトン ボ	<i>Mortonagrion</i> <i>selenion</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、環境変化の適応性が極めて弱く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
モノサシ トンボ科	ゲンバイ トンボ	<i>Platycnemis</i> <i>foliacea sasakii</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、環境変化の適応性が極めて弱く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
アオイト トンボ科	コバネア オイトト ンボ	<i>Lestes japonicus</i>	生息地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゲンゴロ ウ科	マルコガ タノゲン ゴロウ	<i>Cybister lewisianus</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、飼育・標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミ チョウ科	オオルリ シジミ	<i>Shijimiaeoides</i> <i>divina asonis</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
タテハ チョウ科	オオウラ ギンヒョ ウモン	<i>Fabriciana nerippe</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

熊本県公告第249号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）附則第6項の規定により、特定希少野生動物の指定を解除したいので次のとおり公告する。

なお利害関係人は公告された指定の解除案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

科 名	種 名		解 除 の 理 由
	和 名	学 名	
シジミ チョウ科	タイワン ツバメシ ジミ	<i>Everes lacturnus</i> <i>kawaii</i>	唯一の食草であるシバハギの発生地との移動に伴って生息地が 変わり、1地域で生息個体が減少しても、他地域で存続する ことが調査により判明したことから、指定希少野生動物に指 定しなくても種の存続が可能であると判断されるため。

熊本県公告第250号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
立田山生育地保護区
- 2 指定の区域
熊本市龍田の一部 0.4ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
カヤツリグサ科 トダスゲ (*Carex aequalta*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) トダスゲの個体の生育のために確保すべき環境
トダスゲの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、熊本市役所

第2 管理地区の指定

- 1 名称
立田山生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
立田山生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
カヤツリグサ科 トダスゲ (*Carex aequalta*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) トダスゲの個体の生育のために確保すべき環境
トダスゲの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
トダスゲの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
トダスゲの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉋物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
トダスゲと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、熊本市役所

熊本県公告第 251 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
日奈久塩北町生育地保護区
- 2 指定の区域
八代市日奈久塩北町の一部 18.6 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 カザグルマ (*Clematis patens*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) カザグルマの個体の生育のために確保すべき環境
カザグルマの個体の生育のためには、その生育環境である湿潤で日光の当たるよ
うな地形、地質等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持すること
が必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要で
あることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針
に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定
の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、八代地域振興局、八代市役所

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
日奈久塩北町生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
日奈久塩北町生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 カザグルマ (*Clematis patens*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) カザグルマの個体の生育のために確保すべき環境
カザグルマの個体の生育のためには、その生育環境である湿潤で日光の当たるよ
うな地形、地質等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持すること
が必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
カザグルマの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
カザグルマの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わない
こと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこ
と。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
カザグルマと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定
の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、八代地域振興局、八代市役所

熊本県公告第 252 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
中神町生育地保護区
- 2 指定の区域
人吉市中神町の一部 0.2 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ラン科 サギソウ (*Habenaria radiata*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) サギソウの個体の生育のために確保すべき環境
サギソウの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、球磨地域振興局、人吉市役所

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
中神町生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
中神町生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ラン科 サギソウ (*Habenaria radiata*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) サギソウの個体の生育のために確保すべき環境
サギソウの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
サギソウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
サギソウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
サギソウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、球磨地域振興局、人吉市役所

熊本県公告第 253 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
府本生育地保護区
- 2 指定の区域
荒尾市府本の一部 0.7 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
マンサク科 トキワマンサク (*Loropetalum chinense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) トキワマンサクの個体の生育のために確保すべき環境

トキワマンサクの個体の生育のためには、その生育環境である常緑広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。

(2) 生育環境の維持のための管理の方針

(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、玉名地域振興局、荒尾市役所

第2 管理地区の指定

1 名称

府本生育地保護区管理地区

2 指定の区域

府本生育地保護区の区域全域

3 指定に係る指定希少野生植物種

マンサク科 トキワマンサク (*Loropetalum chinense*)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) トキワマンサクの個体の生育のために確保すべき環境

トキワマンサクの個体の生育のためには、その生育環境である常緑広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。

(2) 生育環境の維持のための管理の方針

ア 工作物の設置

トキワマンサクの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。

イ 土地の形質の変更

トキワマンサクの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。

ウ 土石の採取等

現状の地形及び地質の維持を図るため、鉦物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 水面の埋立て、干拓

現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減

現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。

カ 木竹の伐採

トキワマンサクと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、玉名地域振興局、荒尾市役所

熊本県公告第254号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮谷義子

第1 生息地等保護区の指定

1 名称

城生育地保護区

2 指定の区域

山鹿市城の一部 0.3ヘクタール

3 指定に係る指定希少野生植物種

スイレン科 オニバス (*Euryale ferox*)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) オニバスの個体の生育のために確保すべき環境

オニバスの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。

(2) 生育環境の維持のための管理の方針

(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法によりヒシの除去等を実施し、オニバスへの日照を確保できるよう努める。

さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

熊本県庁、鹿本地域振興局、山鹿市役所

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
城生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
城生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オニバス (*Euryale ferox*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オニバスの個体の生育のために確保すべき環境
オニバスの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
オニバスの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
オニバスの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉋物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
オニバスと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、鹿本地域振興局、山鹿市役所

熊本県公告第 255 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
井手湿地生育地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇市一の宮町中通の一部 9.6 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
フウロソウ科 ツクシフウロ (*Geranium soboliferum* var.*kiusianum*)
サクラソウ科 サクラソウ (*Primula sieboldii*)
キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata* var.*dahurica*)
キク科 ヒゴシオン (*Aster maackii*)
ユリ科 ノカンゾウ (*Hemerocallis fulva* var.*longituba*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境
上記 5 種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原及び草原の湿地等とともに上記 5 種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1) で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、阿蘇市役所

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
井手湿地生育地保護区管理地区

- 2 指定の区域
井手湿地生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
フウロソウ科 ツクシフウロ (*Geranium soboliferum* var.*kiusianum*)
サクラソウ科 サクラソウ (*Primula sieboldii*)
キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata* var.*dahurica*)
キク科 ヒゴシオン (*Aster maackii*)
ユリ科 ノカンゾウ (*Hemerocallis fulva* var.*longituba*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境
上記5種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原及び草原の湿地等とともに上記5種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
指定に係る指定希少野生植物と一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、阿蘇市役所

熊本県公告第256号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
中江生育地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇市波野大字中江の一部0.3ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - (1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈りや間伐等を実施し、遷移の抑制や日照の確保に努める。
 - さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、阿蘇市役所

第2 管理地区の指定

- 1 名称
中江生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
中江生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種

- ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
マツモトセンノウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、阿蘇市役所

熊本県公告第 257 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
満願寺生育地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡南小国町大字満願寺の一部 6.4 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ナデシコ科 オグラセンノウ (*Lychnis kiusiana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オグラセンノウの個体の生育のために確保すべき環境
オグラセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である草原の湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、南小国町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
満願寺生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
満願寺生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ナデシコ科 オグラセンノウ (*Lychnis kiusiana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オグラセンノウの個体の生育のために確保すべき環境
オグラセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である草原の湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
オグラセンノウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わない

- こと。
- イ 土地の形質の変更
オグラセンノウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
オグラセンノウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、南小国町役場

熊本県公告第 258 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
河原生育地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡高森町大字河原の一部 4.5 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈りや枝落とし等を実施し、遷移の抑制や日照の確保に努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、林内照度が比較的高く、当該地で最もマツモトセンノウの生育状況が良好な区域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、高森町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
河原生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
河原生育地保護区の一部 0.2 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
マツモトセンノウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、高森町役場

熊本県公告第 259 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
野尻生育地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡高森町大字野尻及び大字尾下の一部 2.6 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 ミチノクフクジュソウ (*Adonis multiflora*)
ゴマノハグサ科 ツクシトラノオ (*Pseudolysimachion kiusianum*)
ゴマノハグサ科 ツクシクガイソウ (*Veronicastrum sibiricum var.zuccarinii*)
キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata var.dahurica*)
ユリ科 ヒメユリ (*Lilium concolor var.partheneioni*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
(1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境
上記 5 種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに上記 5 種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
(2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1) で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、高森町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
野尻生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
野尻生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 ミチノクフクジュソウ (*Adonis multiflora*)
ゴマノハグサ科 ツクシトラノオ (*Pseudolysimachion kiusianum*)
ゴマノハグサ科 ツクシクガイソウ (*Veronicastrum sibiricum var.zuccarinii*)
キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata var.dahurica*)
ユリ科 ヒメユリ (*Lilium concolor var.partheneioni*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
(1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境
上記 5 種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに上記 5 種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
(2) 生育環境の維持のための管理の方針
ア 工作物の設置
指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
イ 土地の形質の変更
指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉤物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
指定に係る指定希少野生植物と一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、高森町役場

熊本県公告第 260 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
目丸山生育地保護区
- 2 指定の区域
上益城郡山都町目丸の一部 13.5 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ユリ科 カタクリ (*Erythronium japonicum*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
(1) カタクリの個体の生育のために確保すべき環境
カタクリの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
(2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1) で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、上益城地域振興局、山都町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
目丸山生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
目丸山生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ユリ科 カタクリ (*Erythronium japonicum*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
(1) カタクリの個体の生育のために確保すべき環境
カタクリの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
(2) 生育環境の維持のための管理の方針
ア 工作物の設置
カタクリの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
イ 土地の形質の変更
カタクリの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
カ 木竹の伐採
カタクリと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、上益城地域振興局、山都町役場

熊本県公告第 261 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
天主山生育地保護区
- 2 指定の区域
上益城郡山都町菅の一部7.9ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 アズマイチゲ (*Anemone raddeana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) アズマイチゲの個体の生育のために確保すべき環境
アズマイチゲの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、上益城地域振興局、山都町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
天主山生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
天主山生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 アズマイチゲ (*Anemone raddeana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) アズマイチゲの個体の生育のために確保すべき環境
アズマイチゲの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
アズマイチゲの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
アズマイチゲの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
アズマイチゲと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、上益城地域振興局、山都町役場

熊本県公告第 262 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称

- 庄屋池生育地保護区
- 2 指定の区域
球磨郡あさぎり町深田東の一部 0.8 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オグラコウホネ (*Nuphar oguraense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オグラコウホネの個体の生育のために確保すべき環境
オグラコウホネの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、球磨地域振興局、あさぎり町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
庄屋池生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
庄屋池生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オグラコウホネ (*Nuphar oguraense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オグラコウホネの個体の生育のために確保すべき環境
オグラコウホネの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
オグラコウホネの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
オグラコウホネの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
オグラコウホネと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、球磨地域振興局、あさぎり町役場

熊本県公告第 263 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
津留生息地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡高森町大字津留の一部 89.1 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
サンショウウオ科 オオダイガハラサンショウウオ (*Hynobius boulengeri* (Thompson, 1912))
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のために確保すべき環境
オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のためには、その生息環境である沢、夏緑広葉樹林等とともに本種と一体的に生息・生育している動植物を適切に維持す

ることが必要である。

(2) 生息環境の維持のための管理の方針

(1)で掲げた本種の生息条件を維持するためには、生息環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

- 5 指定の区域(区域を表示した図面を含む。)、指定に係る指定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、高森町役場

第2 管理地区の指定

1 名称

津留生息地保護区管理地区

2 指定の区域

津留生息地保護区の区域全域

3 指定に係る指定希少野生動物種

サンショウウオ科 オオダイガハラサンショウウオ (*Hynobius boulengeri*

(Thompson,1912))

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のために確保すべき環境

オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のためには、その生息環境である沢、夏緑広葉樹林等とともに本種と一体的に生息・生育している動植物を適切に維持することが必要である。

(2) 生息環境の維持のための管理の方針

ア 工作物の設置

オオダイガハラサンショウウオの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。

イ 土地の形質の変更

オオダイガハラサンショウウオの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。

ウ 土石の採取等

現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 水面の埋立て、干拓

現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減

現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。

カ 木竹の伐採

オオダイガハラサンショウウオの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。

- 5 指定の区域(区域を表示した図面を含む。)、指定に係る指定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、高森町役場

熊本県公告第264号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)第34条第4項(同条例第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成17年4月6日

熊本県知事 潮谷義子

第1 生息地等保護区の指定

1 名称

久石生息地保護区

2 指定の区域

阿蘇郡南阿蘇村大字久石の一部 17.0ヘクタール

3 指定に係る指定希少野生動物種

シジミチョウ科 オオルリシジミ (*Shijimiaeoides divina asonis*)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) オオルリシジミの個体の生息のために確保すべき環境

オオルリシジミの個体の生息のためには、その生息環境である短草型草原等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。

(2) 生息環境の維持のための管理の方針

(1)で掲げた本種の生息条件を維持するためには、生息環境の維持が特に重要であることから、食草のクララの生育数が多く、オオルリシジミの生息環境が最も良好な区域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

- 5 指定の区域(区域を表示した図面を含む。)、指定に係る指定希少野生動物種及び指定

の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、南阿蘇村役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
久石生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
久石生息地保護区の一部 3.0 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
シジミチョウ科 オオルリシジミ (*Shijimiaeoides divina asonis*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オオルリシジミの個体の生息のために確保すべき環境
オオルリシジミの個体の生息のためには、その生息環境である短草型草原等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
オオルリシジミの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
オオルリシジミの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
オオルリシジミの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、阿蘇地域振興局、南阿蘇村役場

熊本県公告第 265 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 4 項（同条例第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から 14 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
大野生息地保護区
- 2 指定の区域
上益城郡山都町大野の一部 0.2 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
イトトンボ科 モートンイトトンボ (*Mortonagrion selenion*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) モートンイトトンボの個体の生息のために確保すべき環境
モートンイトトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や水田等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生息条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、遷移の抑制や開放水面の確保に努める。
さらに、本種の生息環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
熊本県庁、上益城地域振興局、山都町役場

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
大野生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
大野生息地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生動物種

- イトトンボ科 モートンイトトンボ (*Mortonagrion selenion*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) モートンイトトンボの個体の生息のために確保すべき環境
 モートンイトトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や水田等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
- (2) 生息環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
 モートンイトトンボの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
 モートンイトトンボの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
 現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
 モートンイトトンボの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る指定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
 熊本県庁、上益城地域振興局、山都町役場

熊本県公告第 266 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）附則第6の規定に基づき、特定希少野生植物保護区の指定解除案を次のとおり公告する。
平成17年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 特定希少野生動植物保護区の指定解除案

保護区の名称	保護区の位置及び面積
波野村波野 特定希少野生植物保護区	阿蘇市波野大字波野地内 1.8ヘクタール
泉村岩宇土山 特定希少野生植物保護区	八代郡泉村大字久連子地内 7.0ヘクタール
牛深市遠見岳 特定希少野生動物保護区	牛深市魚貫崎町地内 59.1ヘクタール
白水村一関 特定希少野生動物保護区	南阿蘇村大字一関地内 1.3ヘクタール

2 指定解除の理由

保護区を解除しても指定に係る特定希少野生動植物の種の存続が図られると考えられるため。

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所、漁場計画の概要を次のとおり告示する。
平成17年4月6日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

- 1 開催日時 平成17年4月26日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館1階101会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 漁場計画の概要
 別記のとおり
 なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁漁政課内）及び熊本県天草地域振興局農林水産部水産課において閲覧に供する。
- 4 その他
 公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職

業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催前までに提出してください。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別記

漁場計画番号 天区第120号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 牛深市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天172号(牛深市深海町浅海保木鼻西端)

ア 基点1と牛深市深海町黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・430メートルのところ

イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・495メートルのところ

ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・540メートルのところ

エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・490メートルのところ

オ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ115度30分・465メートルのところ

カ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・315メートルのところ

2 地元地区 牛深市

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域内の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。